

第 715 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和 2 年 1 月 1 4 日（火）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。

本日でございますが、報道関係者はおりません。傍聴人は 8 人となっております。

それでは、傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。

まず、現在ご出席いただいております委員の方は 15 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます
審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○会長 ただいまから第 715 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。委員の方、事務局の方、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について、ご説明をいたします。

次第と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。

前回の審議会以降の 12 月 9 日から 1 月 13 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

12 月 12 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、12 月 13 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリールール講座」を 18 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、1 月 8 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実

施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また2ページから3ページには、過去1年間の不健全図書類の指定実績を、4ページには、過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の12月分の活動状況でございます。

令和元年12月までに委嘱しております協力員は852名です。12月の活動者数は80名、調査店舗数は451店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小ロシール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。

次に、表示図書類を販売している店舗のうち、包装が適切になされていない店舗が1店舗、区分陳列が適切になされていない店舗が2店舗ございました。

類似図書類につきましては、問題のある店舗はありませんでした。

青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗はございませんでした。

次に、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はございませんでした。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

一番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が6店舗、表示図書類の取り扱い不適切が2店舗ございました。類似図書類につきましては、販売している店舗はございませんでした。

二番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が4店舗ございました。

三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、ネットカフェにおいてフィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

四番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて7ページにございます、雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届け出等の施行状況でございますが、先月と変動はございません。

なお、自動販売機立入調査については、実施をいたしませんでした。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明をいたします。

計3誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。

諮問第1137号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

ます。

こちらに記載されました図書類は、令和元年11月29日から令和元年12月24日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計127誌のうちから、9ページ、10ページに記載してございます。条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「SPコミックス『最高にトロけた本気でホントの話』」、令和元年12月14日付で株式会社リイド社より発行されております。過去1年間の指定は1回です。

番号2が「cultcomics（カルトコミックス）PLACEBOcollection（プラセボコレクション）『やましい恋のはじめかた』」、令和元年12月5日付で株式会社笠倉出版社より発行されております。過去1年間の指定は1回です。

番号3が「cultcomics（カルトコミックス）PLACEBOcollection（プラセボコレクション）『やましい恋のはじめかた』初回限定版」、令和元年12月5日付で同じく株式会社笠倉出版社より発行されております。過去1年間の指定につきましても同じく1回です。

番号3の図書につきましては、番号2の図書の初回限定版として出版されているもので、20ページの小冊子がついております。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、1月8日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページから5ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、16名の方が出席をされました。

番号1「SPコミックス『最高にトロけた本気でホントの話』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が8名です。その主な内容は、「全体的に性描写が多い。性器は消されているが局部を広げてのシーンや、拘束されてのシーンも含まれている。ストーリーは不倫を含めいろいろあり、性描写が特に多いのが印象的。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の意見の方は6名で、その主な内容は、「一部器具を使用しているシーンが見受けられるが、人格否定に該当する箇所も見受けられず、卑わいな感じもしない。性器の修整は白くぼかす形で確実に加えられており形状も判別できない。指定非該当」などがございます。なお、保留の方が2名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2「cultcomics（カルトコミックス）PLACEBOcollection（プラセボコレクション）『やましい恋のはじめかた』」です。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が12名です。その主な内容は、「大学生の現在と幼いころの思い出と交差するストーリーで暴力的でもなく、人格否定的でもないが、性器の部分はわかってしまう。消してあるようではあるがわかりやすく、体液の描写も多い。指定該当」などがございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「性行為部分での性器の修整が甘く、形がわかってしまう。しかし、全体的にストーリー性もあり、全編大部分とは言えない。指定非該当」などがございます。なお、保留の方が2名おられました。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

番号3「cultcomics（カルトコミックス）PLACEBOcollection（プラセボコレクション）『やましい恋のはじめかた』初回限定版」です。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が12名です。その主な内容は、「本編については、図書2と同じ。小冊子についても性器の修整については、形状がわかるような修整が多いため、成人向き。指定該当」などがございます。

「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「別カバーをつけた商品で販売。限定版に小冊子がついているがコミカルな内容に感じた。図書2の結論と同様に指定非該当」などがございます。なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

では、特になければ調査に入っていただきたいと思います。

念のため補足の説明ですが、初回限定版と書いてあるものが冊子付きということで、初回限定版と、それからそうではない方と、それぞれについてご意見をいただく予定でいます。

では、審査をよろしくお願ひいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員の方からご意見をお伺ひしてまいります。

3冊ございますので、よろしくお願ひいたします。

では、A委員、お願ひいたします。

○A委員 3冊、小冊子一つ。いずれも指定該当でお願ひいたします。

まず初めに、『最高にトロけた本気でホントの話』ですけれども、これは性描写の多さと、それから器具の使用とか、あるいは束縛して、拘束してというあたりで人格の否定感を感じられる場所もございます。

形状がわかる消しが多いので、やはりこれは青少年の手の届くところにあるということであれば適切ではないと思いますので、指定やむなしです。

それと、もう2冊ですか。

内容的には一緒ですけれども、『やましい恋のはじめかた』。これは、絵がすごく線がきれい、このままだとするりと入っていけそうなんです、まず性交シーンの多さが気になるということと、やはりこれは性器のぼかし方が甘い、形状がわかるということで、その辺の修整の仕方がちょっといま一つ。やはり、これも青少年の手に取れるところにあるということは適切ではないと思いますので、全て指定該当でお願ひします。

○会長 ありがとうございます。

では、F委員。

○F委員 1誌目は、普通にある大人向けの雑誌ですよ。短編のものですけど、結局性交シーンありきのつくりになっていますので、これは指定やむなしでしょうがないのかなと判断しました。

2誌目は、本当に何か出だしが物すごいマイルドというか、見やすかったので、「あれ」と思ったんですけど、やっぱり途中読んでいくと、ぼかしがまるっきりないのと一緒ですよ、これは。だから、まだぼかしがあつたら、じゃあ判断が変わるかというところちょっと難しいんですけど、今回に限ってはこれは指定やむなしとさせていただきたいと思います。

3誌目も内容が同じなので、同じでお願ひします。

○会長 次に、I委員。

○I委員 はい。まず、一つ目ですけれども、話の流れというのも一定程度あって悩ましいところもあるんですけど、やはり12話入っていて、毎回どうしてもそういった性交のシーンが入っていることがあるということです、やはりこれは指定該当でお願いしたいと思います。

そして2誌目、そして3誌目、小冊子も含めてなんですけれども、今これは先ほど来ご指摘がありますが、やはり性器の消しがちょっと甘いかなというところがやはり気になりますので、こちらも指定該当でお願いします。

○会長 次に、D委員。

○D委員 はい。1冊目ですが、短編で全部構成があって話があって、性描写になります。絵がうまいですが、激しい性描写が非常に頻繁に出てくるということで、指定該当でお願いします。

2誌目、3誌目につきましては、性器の消し方が非常に甘い、形状が完全にわかるような消し方ですし、擬音、体液の描写も多く、指定該当でお願いいたします。

○会長 次に、H委員。

○H委員 最初に、『最高にトロけた本気でホントの話』という、リアリティのある作品。12の作品を集めたもので、八月薫さんという方は、八月薫全集があるぐらい、この世界じゃ熟女、エロものといえますかね、人妻、熟女ものの作品を描かせたら上手なんで、ストーリーもきちんと描かれる方なんです。それだけにこれを青少年に読ませるということになると、絵が上手なだけに、性交シーンなんかも非常にリアリスティックに見えます。それとやはり後半のところで器具とか拘束が出てくる、これはやっぱり性戯に当たるので、区分陳列の対象だろうと思います。

あとの2冊なんですけども、この『やましい恋のはじめかた』って、男同士のBLものなんですけども、人格否定とか暴力シーンとかというのは余り見られないんですね。絵もストーリーも割と上手だと思うんですけども、いかんせん男性器のリアリティ、あるいは消したつもりがかえって強調している。加えて、飛び交う言葉がやはり非常に生々しいというところがありまして、同じストーリーのものが2冊ありますけども、片方は付録がついているものも含めて、やはり区分陳列の対象だと思います。

3冊とも区分陳列の対象ということでお願いしたいと思います。

○会長 では、次にG委員。

○G委員 まず1冊目ですけれども、12話あって、やはりその中に全てに性交渉が出てくるところで、どちらも区分陳列の対象ではないかというふうに思います。

残り2、3冊目なのですが、卑わい感は個人的には少ないかなというふうに感じたんですけれども、やはりご指摘があるように修整の甘さというのがかなり目立つなというふうに感じましたので、こちらも指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 次に、山本委員。

○山本委員 はい。まず1誌目なんですけれども、全体的に性行為の描写が多いのと、各編ともストーリー性があるがゆえに、青少年にとって妄想を抱かせる内容だということもあって、指定該当だというふうに考えております。

あと、2誌目、3誌目なんですけれども、これについても性行為の描写が多いと。あと、それに加えて体液の描写も多いと、そういうところからも青少年にとっては著しく性的感情を刺激して、健全な成長を阻害するおそれがあるというふうに考えますので、指定該当というふうに考えます。

以上でございます。

○会長 次に森山委員。

○森山委員 3冊とも区分陳列の対象と考えます。

1冊目はやっぱり性交シーンが多いと。2冊目、3冊目は、やっぱりちょっとまだ消しが、非常に絵がきれいなんですけど、その分余計目立って、消しの甘いところが目立つような感じがして、やっぱりそれなりの卑わい感があると思いますので、指定していただきたいというふうに思います。

○会長 次にE委員。

○E委員 1冊目は確かに絵が、確かに上手で、作品としてのレベルは高いのかなというふうな感じがしましたが、性描写の消してはいるんでしょうけども、やっぱり性器の形状がわかる。消しが甘いというか、その部分が目立つので、これはやはり指定該当でお願いしたいと思います。

あと、2冊目、3冊目は、少し見た感じ、そんなに性描写のシーンが多いとは思いませんけども、若干シーンが長いのもかもしれないですけども、やはりその部分での性器の消しというか、処理は非常に甘いという感じはしました。

これもすごいひどいという感じはしませんでしたけども、やはり青少年のためには余りよ

くないかなという感じでしたので、指定該当でお願いします。

以上です。

○会長 次にC委員。

○C委員 全体的に性描写が多くて、これは青少年には不適切だと思います。それと、姿がリアルであり卑わい感がとても見られました。

指定該当でお願いいたします。

2冊目の『やましい恋のはじめかた』は、やはりもうこれは性行為が多過ぎますし、性器のぼかしにしても、そのものにしか見えないですし、体液の描写も多いので、やっぱり指定やむなしでお願いいたします。

3冊目も同じでお願いいたします。

○会長 次にJ委員。

○J委員 3冊とも区分陳列でお願いします。

1冊目のほうは、やはり性交シーンの多さ、2冊目、3冊目は修整の甘さというところですか。

以上です。

○会長 次に、小澤委員。

○小澤委員 1冊目なんですけれども、こちら12話ということもあると思うんですが、やはり全体的に性描写が特に多いという印象がありましたので、指定該当でお願いしたいと思っています。

あと、2冊目と3冊目は一緒なんですけど、こちら全裸でのシーンが多いということと、あと性描写が多い、頻繁であるという理由で、こちらの両方とも指定該当でお願いしたいと思っています。

○会長 内田委員。

○内田委員 3冊とも指定該当でお願いいたします。

1冊目につきましては、性交シーンが多いということで、健全育成上課題があると考えております。

2冊目、3冊目については、付録も含めまして、やはり修整が甘いということと、健全育成上課題があるということで、こちらについても該当だと思われそうです。

以上です。

○会長 では、B 委員。

○B 委員 3 誌指定該当でお願いします。

○会長 では、以上で皆様のご意見を伺い、最後に私ですが、1 冊目はやはり性交シーンの多
さで成人向けだと本当に思いました。

2 冊目と、それから 3 冊目の小冊子を含め、修整の甘さがあるせいなのか、卑わい感を強
く感じさせる冊子だと思いました。

したがいまして、3 冊につきまして、指定該当でお願いしたいと思います。

では、以上で皆さん指定該当ということなので、その旨で答申をしたいと思えます。

3 冊目については小冊子も含め、指定該当ということで答申したいと思えますが、よろし
いでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、以上で本件は終了いたします。

それでは、次に優良映画の推奨について、ご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、優良映画の推奨について、ご説明をいたします。

資料の 13 ページをご覧くださいと存じます。

13 ページには、優良映画等の推奨に関する条例等を記載をしております。それぞれの映
画が、条例施行規則の第 2 条、1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると、推奨する
こととなります。

資料の 14 ページをご覧くださいと存じます。

諮問第 1136 号でございます。

今回は 1 作品を諮問いたします。

作品名は『ビッグ・リトル・ファーム 理想の暮らしの作り方』、製作者名は記載のとおり
でございます。

令和 2 年 3 月から、シネスイッチ銀座ほかでの公開を予定しております。

申請内容でございますが、16 ページをご覧くださいと存じます。

「対象区分」として小学生高学年以上、「推奨にふさわしい理由」は記載のとおり、また、
「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第 2 号「青少年が知識を身につけ、
教養を深めていくことに役立つもの」、第 4 号「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育
てるもの」及び第 5 号「青少年の思考力、批判力又は観察力を養うもの」という申請内容で

ございます。

17 ページをご覧くださいと存じます。

事務局といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、17 ページ中段にございますとおり、該当項目は第 2 号、第 4 号及び第 5 号、対象は小学生高学年以上といたしました。

以上でございます。

○会長 では、ただいまの説明に、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

では、この映画について、推奨に賛成なのか反対なのか。また、対象区分について、どうお考えになるか、その評価をお聞かせいただきたいと思います。

A 委員からお願いします。

○A 委員 私は結論としては推奨にふさわしいということです。

タイトルが「理想の暮らしの作り方」ということですので、理想の暮らしの作り方、そんなに簡単なのかなと思ながらこの映画を見たんですが、8 年間を通して追ったドキュメンタリーということで、生き物全体にそれぞれの役割があるんだということの詳細を少し学ばせていただきました。生態系などの知識とか、教養を多少私も得たと思っております。

自然との共生のあり方を考えさせられる作品で、やはり今、いろいろな自然の破壊が言われておりますけれども、その中でいかに立ち向かっていくか、いかにそれを理想の暮らしにもっていくのかということをお学ばすためには、よい映画だったんじゃないかと思っております。

対象区分も、該当項目も事務局案よろしいかと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

次に、F 委員。

○F 委員 もう A 委員のところまで全て思っていたことを全部言われちゃった感じがありますが、僕も推奨です。対象区分にしても、該当項目にしても、何か自信を持って推奨できる映画を久しぶりに見られたなという気がしました。よろしく申し上げます。

○会長 では、次に I 委員。

○I 委員 私もこれは対象区分を含めて推奨をお願いしたいと思っております。

動物愛護だったり、また生物多様性の考え方だったり、自然との共生であったり、非常に現代社会で大事な課題について、ドキュメンタリーとして大変興味深く、おもしろくまとめ

られていると思いますので、ぜひ推奨をお願いします。

○会長 次にD委員。

○D委員 アメリカならではの大きな農場の創造と再生の物語になっていると思いました。

8年間を追ったドキュメンタリーですが、たった8年でこれだけのことができちゃうのかと驚きました。

大人にとってみれば、8年はそう長い時間じゃないですが、子供たちからすれば長い感覚になるかと思います。限られた場の中ではありますけども、自然の中でいかに人間が生きていくかということもよく描かれていたと思いますので、事務局案で推奨でよろしいと思います。

○会長 では、H委員。

○H委員 私も、今、オーストラリアで大森林火災が起こっていて、コアラやカンガルーが数億匹近くが亡くなっていると。この映画も火災のシーンがあってリアリティがあったんですけども、やっぱりこういう自然の残酷さとか、自然の営み、命の価値とかですね、そういうものを今スマホ漬けになっている若者にはぜひ見て、自然界というのがどういう関係性の営みで動いているかということ、感じ取って、考えてくれたらいいんじゃないかと思いました。

私もこの該当項目と小学生高学年から高校生までと、あと全部それぞれの方向性は全面的に賛成したいと思います。

○会長 次に、G委員。

○G委員 対象区分も含め、推奨賛成でお願いしたいと思います。

いろんな理由が既に出ておりますけれども、大人が見ても非常に学ばされるよい映画で、ぜひ青少年にも見ていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○会長 次に、山本委員。

○山本委員 自然を愛する夫婦の希望と勇気ある行動を通じて、生命の尊さ、生命の循環、そして自然愛護、自然との共生に多々学ぶべきところがある映画だと思います。推奨でお願いしたいと思います。

対象区分と該当項目についても、事務局案どおりというふうに考えます。

以上です。

○会長 森山委員。

○森山委員 事務局案のと通りの推奨でお願いしたいと思います。

○会長 では、次、E委員。

○E委員 意外に何か難しいというか、いわゆる自然の中での弱肉強食というか、循環というのはよく言われていますけども、これは自然と言えば自然なんですけども、農場という一つのつくられた枠の中で、初めは調和がとれていなかったわけですね、それぞれの動物が。それがだんだん、だんだん調和がとれて、一つの循環ができていくというところが非常に。いわゆる家畜ですね、自然界に生きている動物というよりは、家畜のこういうふうな広い農場の中で伸び伸びと暮らす、そこに循環ができてくるというところは、ほかのいわゆる普通の動物ドキュメンタリーと違うところなのかなと思って、非常に僕は新鮮な目で見ましたけども、そういう意味で、普通の動物ドキュメンタリーじゃないというところが非常にユニークなところなのかなというふうに思いましたね。

あと、そういう意味では、動物、これを理解する、そういうことを理解するとなると、私はちょっと小学生じゃちょっと無理かなという感じもちょっとしましたけども、中学生、高校生ぐらいでいいのかなというふうに私は思いましたけどね。

○会長 ありがとうございます。

次にC委員。

○C委員 この映画のスタッフというのが、本当にそれぞれの野生動物だとか、環境問題のドキュメンタリーをしたり、製作者だったり、地球温暖化に取り組んでいらっしゃる製作者とか、本当に自然に対して真摯に向き合う気持ちというのがすごく伝わってくる素晴らしい映画だと思います。

アブラムシの話が出ましたけれども、土を耕したり、土壌を変えたり、それがちょうど自然との共存する方法を模索中、アブラムシたちが食べちらかした植物の汁が栄養素となり循環型の農地になった。自然に対して農薬とかそういうのを使わないで、自然な農地になったというね、本当に素晴らしい映画だと思いました。

対象区分もこのままでいいですし、該当項目のほうもこの2、4、5でいいと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長 では、J委員。

○J委員 私も対象区分、それから該当区分を含めて推奨でお願いします。素晴らしい映画だ

ったなというふうに感じます。

今までいろんな映画を見てきましたけど、何か今までの中でこれが一番感動しました。

SDGsの観点からも素晴らしい映画で、東京ドーム17個分のこの広い土地を8年間にわたって、あのように素晴らしい農地に変えたという。しかも、農薬とかを使わないで、自然の中で行ってきたということが素晴らしいと思っています。これ、小学校高学年も多分理解できるんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○会長 では、小澤委員。

○小澤委員 対象区分も含め、全て事務局案でよいと考えています。

私も拝見しまして、農場とか、それを経営するということが大変だなということを感じることもできましたし、理想を持って取り組んでいるところなんですけれども、その理想どおりにならない。ならなかったときにどうするかということも、きちんと丁寧に扱っているものですので、若者たちに見ていただきたいなと思いました。

以上です。

○会長 では、内田委員。

○内田委員 本映画については推奨でお願いしたいと思います。

カルフォルニアの耕作放棄地、バランスが崩れた生態系を時間をかけて再生していく、もともとのバランスを取り戻す描写がよかったと思います。

この映画を通して日本の里山に目を向けて考えてくれるといいなというふうに感じましたし、小学生なんかは林間学校に行く機会もありますので、そういった機会にこの映画とのかかわりを考えながら、環境の大切さを学ぶといいなというふうに思ったところです。

ということで、対象区分については、事務局案どおり小学校高学年も含めてお願いしたいと思いますし、推奨の基準でございますけれども、こちらは人も登場して、人を慈しみ大切に育てるものにも当たるかと思っておりますので、3番の項目も該当するのではないかとこのように思われました。

以上でございます。

○会長 では、B委員。

○B委員 私も推奨に賛成です。

8年間の生活を90分にコンパクトにまとめたいい映画だと思います。

特に昨今、環境問題ということが世界の中でも議論されているということの中でも、非常に参考になる映画だったのではないかと思いますので、ぜひ子供たちにも見ていただきたいと思います。

対象年齢、小学校の高学年以上ということと、区分についても第2号、4号、5号ということで事務局案どおりでよろしいかと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

最後に私ですが、私も事務局案どおりで推奨で、2号、4号、5号の推奨基準にぴたりと当てはまる映画だと思いました。現代社会の中で、ちょっと子供たちがいろんな視点から立ちどまって考える契機にしてもらえるのにふさわしいかなとも思いました。

それでは、小学校高学年でちょっと難しい点があるかなというご意見はございましたが、全員一致で推奨するという映画となりました。

小学校高学年以上で、事務局案で推奨する答申にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、事務局から連絡事項がございましたら、お願いします。

○若年支援課長 資料の18ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申し出の12月の処理分でございます。

メールによるものが5件ございました。いずれも不健全図書の指定に関するもので、3件につきましては、前回ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものです。

匿名での申し出となっておりますが、内容等から考えますと、同一の方からの申し出と推測されるものでございます。

本件につきましても前回同様、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しております。

また、残りの2件につきましては、「販売されているコミックで、寝込みを無理やり襲って性行為に及ぶストーリーとなっており、双方の合意のない性行為を正しいとしているストーリー展開は、青少年が偏った思想を持ちかねないと懸念している。モザイク処理の甘い性描写が多々あり、青少年が気軽に読んでいい作品ではないと感じている。」という内容の申し出でした。

事務局において申し出のあった図書を確認し、条例施行規則第15条第1項第一号「著し

く性的感情を刺激する」という指定基準に該当するものと判断いたしました。

本審議会に諮問いたしました、番号2「やましい恋のはじめかた」及び番号3「やましい恋のはじめかた初回限定版」がそれに当たるものでございます。

ご意見、ご質問がございましたら、お伺いしたいと存じます。

○G委員 すみません。この2、3番は、今、都民の方からの問い合わせというか、お知らせで明らかになったということで、審議の対象になったということなんですが、その書店での通常どおりのチェックでも上がってきていたんですかね。

○若年支援課長 上がったか上がらないかというよりは、申し出がございましたので確認を行ったというところです。

○G委員 これは発売されてからどれぐらいたつのでしたっけ。

○若年支援課長 発行日は12月5日付ではありますが、発行日以前に書店に出ていることもあるかとは思いますが。

○G委員 つまり、何でお尋ねしたかという、普通のプロセスの中でチェックにひっかかっていたのか、ひっかかっていなかったのかというのが少し気になったんですけれども、1カ月前に発売、12月の発売だとちょっとその判別は何ともつきがたいですよ、かと思えます。

○若年支援課長 そうですね。通常、新刊として発売された全てを調査しているわけではありませんが、申し出があったものについては、全て購入して、調査をするというようなことでやらせていただいております。

○G委員 はい、わかりました。

○会長 この都民の申し出の件について、ほかにはよろしいでしょうか。

では、それ以外に事務局から説明はございますか。

○若年支援課長 次回審議会に諮問予定の映画が1本ございますので、ご案内をいたします。

作品名は『恐竜が教えてくれたこと』、試写会が1月23日（木曜日）午後1時から、試写会場は、中央区京橋にあります、京橋テアトル試写室でございます。

試写会にご参加いただける場合は、お配りしております調査票を事務局へご提出ください。

なお、ご都合がつかない場合、DVDでの視聴も可能でございます。DVDをご希望の方は、後日お送りいたしますので、お配りしております調査票にてお申し込みいただければと存じます。

事務局からは以上です。

○会長 本日の調査・審議事項全般について、何か質問がございますか。

○G委員 すみません。さっきの続きで、もう一つよろしいですか。

さっきみたいに、都民の方からお知らせがあるというパターンで、すごく前に発売をされていた書籍でお知らせがあった場合で、その後、おくれて審議にかかったことというのはあるのでしょうか。

○若年支援課長 今までの実例としては確認はできていないです。

○G委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

○G委員 はい。

○会長 ほかはよろしいでしょうか。

では、以上で調査・審議事項を終了といたします。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、説明をお願いします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書3誌について諮問を行い、3誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『ビッグ・リトル・ファーム 理想の暮らしの作り方』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書の告示予定日は令和2年1月17日(金曜日)、推奨映画の公告予定日は、令和2年1月21日(火曜日)、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和2年1月16日(木曜日)となります。

告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和2年2月10日(月曜日)の15時30分からとなります。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

午後4時31分閉会